

留学生住宅総合補償制度利用規定

城西国際大学は、在籍留学生が「留学生住宅総合補償制度」(以下、「住宅補償制度」とする)を利用する際、以下のように規定します。

1. 住居について

- 1) 所在地: 大学周辺(東金市、成東町、九十九里町、大網白里町など)の物件を原則とする。但し、上記以外の地域の物件を利用する場合、その必要性及び妥当性に基つき、ゼミ指導教員またはアドバイザー教員による特別推薦、かつ留学生支援センター長の許可が必要である。
- 2) 広さ : 単身者の場合、1K～2K の範囲に限る。夫婦同居の場合は別途協議する。
- 3) 居住者: 「住宅補償制度」に登録している者が居住すること。これ以外の者の居住は一切認めない。夫婦同居の場合は当人以外の居住を認めない。加えて、他人への又貸しは一切認めない。

2. 制度補償期間と条件

「住宅補償制度」の補償期間は、正規の在学期間中に限るものとし、これ以上の延長は認めない。ただし、学業成績不振者、著しく取得単位が少ない者、その他、学生の本分を忘れ学力向上の見込みがないと判断された者については、在学期間中でも、当該制度の利用を打ち切る場合がある。

3. 申し込み時の必要書類

- 1) 利用申込表
- 2) 学生証
- 3) 在留期間有効なパスポート
- 4) 成績表(最新のもの)
- 5) 留学生住宅補償制度利用特別許可願(規定地域外の物件利用時必要)

4. その他

万が一、「住宅補償制度」を受けていた者が大学に連絡なく無断で長期(1ヶ月以上)にわたって居住地から離れ、なお本人に連絡が取れない場合、即時、当該制度の利用を打ち切り、本人の家財道具等の処分は大学が執り行うことについて一切異議を申し立てない。